

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和8年（2026年）4月20日（月）

開会 午後2時

閉会 午後2時35分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（14人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

11番 小島康嗣

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

南地区 大村泰誉

南地区 今津英伸

南地区 井村真道

3 欠席委員（4人）

10番 早川峰子

12番 小野直之

北地区 山中正直

北地区 小野剛憲

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 竹内直広

統括主任 平松久知

主任 菅家健司

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、4月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は10人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は4人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号4番坂 真知委員、同じく5番荒谷 知委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第11号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第11号「農地法第3条(委員会)」1ページから2ページについて説明させていただきます。

件数は4件で、田770㎡、畑3,590㎡、合計4,360㎡です。

申請番号467号は、隣接する農地を効率的に利用するための3条許可申請でご

ざいます。

申請番号478号、479号は、農業経営の安定化をはかるための3条許可申請でございます。

申請番号486号は、経営規模拡大のための3条許可申請でございます。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号467号、478号、479号について、坂 真知委員お願いします。

(坂 真知委員)

申請番号467号、478号、479号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号486号について、大村委員お願いします。

(大村委員)

申請番号486号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第11号は許可することに決定いたしました。

(会 長)

日程4 議案第12号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第12号「農地法第5条(知事)」3ページから4ページを説明させていた

だきます。

件数は3件で、畑4, 196㎡です。

申請番号483号は、社員増員に伴い駐車場が不足するため、駐車場用地を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。

申請番号484号は、申請者は現在富木島町で土木工事業を営んでいますが、地主より土地の返却を求められており、代替地を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。

申請番号485号は、現在資材置場で利用している土地に社員寮を建築することとなり、資材置場が不足するため代替地を用意するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。

いずれも許可要件を満たすため、許可できるものでございます。資力、信用等に問題はございません。

以上です。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号483号、485号について、大村委員お願いします。

(大村委員)

申請番号483号、485号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきますが、山中委員が欠席のため、代理で申請番号484号について、荒谷委員お願いします。

(荒谷委員)

申請番号484号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

申請番号483号は社員増員に伴う駐車場不足にしては、2, 655㎡は大きす

ぎないか。

(事務局)

社屋増築に伴い既存の駐車場も減っている理由もあるため、適当であるとのことです。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第12号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程5 議案第13号「非農地証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第13号「非農地証明」5ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑148㎡でございます。

申請番号488号は、申請者が申請地を相続したときにはすでに山林化しており、昭和58年の航空写真でも山林化しています。高低差のある斜面状の土地であるため農地への復元は困難であることから証明するものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号488号について、大村委員お願いします。

(大村委員)

申請番号488号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(櫛会長職務代理)

証明を行うと地目は何になるのか。

(事務局)

山林となります。

(櫛会長職務代理)

非農地証明を行うメリット・デメリットはあるのか。また農業委員会から働きかけることはできるのか。荒尾は該当する農地が多いと思われる。

(事務局)

メリットは現状と相違がなくなること、デメリットは特にはないと思われます。実際申請が出るケースは3条で所有農地の効率利用要件を満たせなくなることの是正が多いと思われます。

非農地証明について国からは、農地パトロールで発見した場合、非農地として判定するため登記を変更してくださいと通知をする対応を推進しておりますが、現状市としては転用できない農地の売却手段になるなど、不本意な状況が想定されるため積極的な非農地判断はしていません。

(会 長)

土地改良した農地が、ずさんな管理で荒れていったものに関してはよくないが、長い期間それこそ先代先々代のころから山林化しているような農地に関しては非農地とすることもよいと思われる。

(事務局)

今後の検討課題として、方針決定できれば良いと考えています。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」 の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり同意いたしました。

(会 長)

日程6 議案14号「農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積等促進

計画一括方式)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第14号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」6ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑2，225㎡でございます。権利の種類は、賃借権でございます。

申請番号28号は、主な栽培作物は果樹で、3年6ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の（1）ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号28号について、坂 真知委員をお願いします。

(坂 真知委員)

申請番号28号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会長)

御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

(会長)

日程7 議案第15号「基盤強化法第19条（地域計画）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第15号「基盤強化法第19条(地域計画)」7ページをご説明させていただきます。

地域計画を修正するにあたり農業委員会に意見を求められているため、お諮りするものでございます。

今回の修正は、アンケート結果を反映させたことによるものでございます。

詳細な計画について確認したい場合は、事務局まで申し出てください。

以上です。

(会長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

地域計画変更案1地域における農業の将来の在り方(1)地域計画の区域の状況の田畑の面積の合計が農地面積とならないが、その他の内容は何か

(事務局)

確認して後ほど回答します。

(会長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。地域計画案に対して、意見なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会長)

御異議なしと認めます。よって議案第15号は、地域計画案に対して、意見なしとすることに決定いたしました。その結果を市へ回答いたします。

日程8 報告第12号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」から、日程

11 報告第15号「農地改良(届出)」までの4件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第12号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」8ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑413.87㎡です。相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はありません。

続きまして、報告第13号「農地法第4条（届出）」9ページを説明させていただきます。

件数は2件で、田398㎡、畑571㎡、合計969㎡です。転用目的は、共同住宅1件、住宅建築1件です。

続きまして、報告第14号「農地法第5条（届出）」10ページから11ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が2件、使用貸借権が1件で、田106㎡、畑1,152㎡の合計1,258㎡です。

転用目的は、住宅建築1件、長屋住宅1件、駐車場1件です。

以上です。

（会 長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号459号について、坂 真知委員お願いします。

（坂 真知委員）

申請番号459号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、日程8 報告第12号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、日程11 報告第15号「農地改良（届出）」までの4件を終了いたします。

（会 長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長竹内直広が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久 野 光 洋

署名委員 坂 真 知

署名委員 荒 谷 知